

第 2 回

宇都宮地域合併協議会

日 時： 平成18年8月10日（木）

午後1時30分～3時30分

場 所： 宇都宮市役所 14大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の選任

4 報告事項

報告第5号 各種事務事業の取扱いについて P 1

5 審議事項

- | | | |
|---------------|--------------------|----------------|
| (1) 議案第 14 号 | 合併市町村基本計画について | P 3 |
| (2) 議案第 15 号 | 一般職の身分の取扱いについて | P 4 |
| (3) 議案第 16 号 | 財産の取扱いについて | P 5 |
| (4) 議案第 17 号 | 特別職の身分の取扱いについて | P 6 |
| (5) 議案第 18 号 | 条例、規則等の取扱いについて | P 7 |
| (6) 議案第 19 号 | 事務組織及び機構の取扱いについて | P 8 |
| (7) 議案第 20 号 | 一部事務組合の取扱いについて | P 9 |
| (8) 議案第 21 号 | 公共的団体等の取扱いについて | P 10 |
| (9) 議案第 22 号 | 慣行の取扱いについて | P 11 |
| (10) 議案第 23 号 | 国民健康保険関係事業の取扱いについて | P 12 |
| (11) 議案第 24 号 | コミュニティ関係事業の取扱いについて | P 13 |
| (12) 議案第 25 号 | 環境・清掃関係事業の取扱いについて | P 14 |
| (13) 議案第 26 号 | 介護保険関係事業の取扱いについて | P 15 |
| (14) 議案第 27 号 | 保健衛生関係事業の取扱いについて | P 16 |
| (15) 議案第 28 号 | 学校教育関係事業の取扱いについて | P 17 |
| (16) 議案第 29 号 | 社会教育関係事業の取扱いについて | P 18 |

6 そ の 他

7 閉 会

報告第5号

各種事務事業の取扱いについて

各種事務事業の取扱いのうち、次の専門部会が所管する事務事業について、次のとおり調整したので報告する。

平成18年8月10日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 総務部会所管事務事業
- 2 住民部会所管事務事業
- 3 保健福祉部会所管事務事業
- 4 建設部会所管事務事業
- 5 上下水道部会所管事務事業（下水道関係を除く）
- 6 教育部会所管事務事業

〔資料1のとおり〕

【参 考】

「各種事務事業」及び「合併協定項目」の取扱いについて

1 各種事務事業の取扱い

市町村の合併に際しては、それぞれの市町村が行っている各種事務事業の取扱いについて協議・調整を行うこととなるが、こうした「各種事務事業」については、専門的な協議・調整を行うために設置した専門部会において調整を行い、調整が整った事項については、協議会において報告事項として取り扱う。

2 合併協定項目の取扱い

各種事務事業の調整が整ったもののうち、住民生活に密着し、著しい影響を与える事項については、自治体の存立に関する基本的な事項や市町村の合併の特例等に関する法律による協議事項とともに、「合併協定項目」として審議する。

議案第 14 号

合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画（素案）については、次のとおりとする。

平成 18 年 8 月 10 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

合併市町村基本計画（素案） [資料 2－1， 2－2 のとおり]

議案第 15 号

一般職の身分の取扱いについて

一般職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 18 年 8 月 10 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 一般職の職員（教育長を除く。）は、すべて宇都宮市の職員として引き継ぎ、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化を図る。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、宇都宮市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱い、その細目は、1 市 2 町の長が協議して別に定める。

〔議案第 15 号～第 29 号は資料 3 参照〕

議案第16号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについては、次のとおりとする。

平成18年8月10日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

上河内町，河内町の財産（権利及び義務を含む。）は，すべて宇都宮市に引き継ぐ。

議案第 17 号

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 18 年 8 月 10 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 常勤特別職（教育長を含む。）の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

上河内町及び河内町の常勤特別職（教育長を含む。）については、合併の日の前日をもって失職する。

- 2 その他の非常勤特別職（議会議員，農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、次のとおりとする。

上河内町及び河内町その他の非常勤特別職（議会議員，農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、基本的には合併の日の前日をもって失職するが，新市においても引き続き設置する必要があるものについては，宇都宮市の制度・基準をもとに調整し，別に定める。

議案第18号

条例，規則等の取扱いについて

条例，規則等の取扱いについては，次のとおりとする。

平成18年8月10日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 佐 藤 栄 一

宇都宮市の条例，規則等を適用する。ただし，事務事業の取扱い等についての調整結果を踏まえ，条例，規則等の新規制定，一部改正等が必要なものについては，所要の措置を行う。

議案第19号

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについては、次のとおりとする。

平成18年8月10日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 現在の上河内町及び河内町の役場は、地方自治法上の支所とする。
- 2 支所の組織機構については、地域自治制度を効果的に推進できる簡素で効率的な組織とし、住民生活に支障を来すことがないよう配慮しつつ、段階的に見直しを図る。
- 3 上河内町及び河内町に置かれている附属機関は、法律に定められているもの等を除き、原則として廃止する。

議案第20号

一部事務組合の取扱いについて

一部事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。

平成18年8月10日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

1市2町が加入している栃木県市町村総合事務組合で処理している事務のうち、2町のみが該当するものについては合併の日の前日をもって脱退し、1市2町が該当するものについては、新市として引き続き加入する。

議案第 21 号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成18年8月10日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

公共的団体等については、地方自治法第157条に規定する総合調整権を長が有することから、新市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の実情を尊重しながら、原則として、合併時に統合するよう調整に努める。

議案第 22 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 18 年 8 月 10 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

宇都宮市の制度に統一する。

なお、各町の慣行については、各地域において引き続き継承する。

議案第 23 号

国民健康保険関係事業の取扱いについて

国民健康保険関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 18 年 8 月 10 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 国民健康保険事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 国民健康保険税の賦課については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。

議案第 24 号

コミュニティ関係事業の取扱いについて

コミュニティ関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成18年8月10日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 自治会組織については、連合組織を設置できるよう調整に努める。
- 2 自治会長の身分については、合併時に宇都宮市の制度に合わせ、任意団体の長として扱う。
- 3 自治会への補助金等については、平成20年度から宇都宮市の制度に統一する。
- 4 コミュニティ活動については、さらに充実・強化が図られるよう、地域の実情を考慮しながら支援策を推進していく。

議案第 25 号

環境・清掃関係事業の取扱いについて

環境・清掃関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 18 年 8 月 10 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 環境・清掃事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 環境基本計画については、原則として宇都宮市の計画を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 ごみ収集運搬業務については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 4 し尿収集運搬業務については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

議案第 26 号

介護保険関係事業の取扱いについて

介護保険関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成18年8月10日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 介護保険関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 第3期介護保険事業計画（平成18年度～平成20年度）については、1市2町の第3期介護保険事業計画の集合をもって取り扱う。
- 3 第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。
- 4 市町村特別給付（紙おむつ購入費の支給）については、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。

議案第 27 号

保健衛生関係事業の取扱いについて

保健衛生関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成18年8月10日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 保健衛生関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 乳児健康診査の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 3 成人健康診査の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。ただし、上河内町・河内町の区域において受診率の低下を来さないよう、健診の実施手法について対応策を検討する。
- 4 各市町で実施している健康づくり事業、子育て支援事業、及び献血関係事業については、宇都宮市の制度に統一する。

議案第28号

学校教育関係事業の取扱いについて

学校教育関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成18年8月10日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 学校の通学区域については、新市に移行後、全市的な通学区域の見直しの必要性を検討する。
- 2 学校給食については、各市町の調理方式を現行のまま新市に引き継ぐ。また、給食費の算定方法については、新市に移行後も当分の間現行どおりとする。
- 3 校舎の大規模改造事業及び体育館整備事業については、簡易耐震診断未実施校について合併後早期に簡易耐震診断を実施し、その結果を基に宇都宮市の施設整備計画に組み込む。

議案第 29 号

社会教育関係事業の取扱いについて

社会教育関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 18 年 8 月 10 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 佐 藤 栄 一

- 1 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるとともに、対象団体の統合に努める。
- 2 社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、合併時に整理統合し一元化する。ただし、地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関又は団体が行う。